

## 豊見城市無料低額診療事業調剤処方費助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第9号に掲げる生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業(以下「無料低額診療事業」という。)の適用を受けている生活困窮者に対し、調剤処方費の全部又は一部を助成することにより、当該生活困窮者が必要な医療を適切に受けられることを確保し、もって本市の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無料低額診療事業 本市において実施される社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第9号に定める事業をいう。
- (2) 無料低額診療券 無料低額診療施設が無料低額診療事業の適用を受けた者に発行する診療券をいう。
- (3) 調剤処方 無料低額診療事業の適用を受ける診療において医師から交付された処方箋により調剤された薬剤の販売又は授与をいう。
- (4) 調剤処方費 調剤処方を受けた者が各種健康保険法等に基づき負担すべき費用をいう。
- (5) 登録薬局 調剤処方を行う取扱薬局の申請により、当該薬局の事業所ごとに本市に登録した薬局をいう。
- (6) 対象者 本市に住所を有している者で、無料低額診療事業を実施する医療機関から同事業の適用の決定を受け、本市に登録された薬局から調剤処方された者とする。

### (助成の申請)

第3条 この要綱による助成を受けようとする対象者は、次に掲げる書類を登録薬局に提出するものとする。

- (1) 無料低額診療事業調剤処方費助成申請書兼委任状(様式第1号)(以下「申請書兼委任状」という。)
- (2) 無料低額診療券の写し
- (3) 豊見城市内に居住していることを確認できる身分証明書の写し。
- (4) マイナ保険証または被保険者資格を確認できるものの写し(ただし、無保険で無料低額診療事業の適用を受けている者は除く。)

(請求)

第4条 登録薬局は、前条の規定による助成の申請があった対象者に係る調剤処方費の全部又は一部について、市に請求するものとする。

- 2 請求額は、前項の調剤処方費(無料低額診療事業の適用期間において、初めて受診した日から6ヶ月以内で、保険適用の対象となる調剤処方に係るものに限る。)について、無料低額診療事業において当該対象者に適用される率に準じて算出する額(調剤処方費の一部を請求するにあたり、その額に10円未満の端数がある場合は、これを切り上げた額)とする。
- 3 登録薬局は、第1項の規定により請求するときは、当該月分に係る助成金について、無料低額診療事業調剤処方費助成金等請求書(様式第2号)、無料低額診療事業調剤処方費助成金等請求内訳書(様式第2号の2)及び申請書兼委任状に関係書類を添えて、翌月10日までに市長に提出しなければならない。ただし、3月分については3月31日までに提出するものとする。
- 4 登録薬局は、第1項の請求と併せて、本市と登録薬局において締結した協定に基づき、事業実施に係る手数料を市に請求することができる。
- 5 調剤処方費の遡及請求においては、医療機関が実施する無料低額診療事業の適用期間内の受診であって、最後に受診した日から1年を超えないものとする。

(助成の決定及び支払)

第5条 市長は、前条第1項の規定による請求があったときは、当該請求に係る書類を審査し、助成の可否を決定し、請求が適当と認めるときは無料低額診療事業調剤処方費助成金等支払決定通知書(様式第3号。以下「決定通知書」という。)により、請求が適当でないときは無料低額診療事業調剤処方費助成金等支払不承認決定通知書(様式第4号)により、当該登録薬局に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により助成を決定した調剤処方費について、決定通知書を送付した日から30日以内に登録薬局に対してこれを支払うものとする。

(助成決定の取消し)

第6条 市長は、前条の規定により助成を決定した調剤処方費が次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)登録薬局が、偽りその他不正の手段により助成決定を受け、又は支払を受けたものであるとき。

(2)決定通知書の交付後に、公的医療保険制度による給付があったとき。

- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、無料低額診療事業調剤処方費助成金等支払決定取消通知書(様式第5号)により登録薬局に通知するものとする。

(助成金等の返還)

第7条 登録薬局は、前条に規定する取消しを受けたときは、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金等を受けているときは、市長が定めた期限内にその金額を返還しなければならない。

2 登録薬局は、助成金等の受け取り後、当該助成金について返還の必要が生じたときは、無料低額診療事業調剤処方費助成金等返還書(様式第6号)により、速やかに市長に報告し、その金額を返還しなければならない。

(調剤処方費の代理受領)

第8条 登録薬局は、対象者からの委任に基づき、対象者に代わり助成が決定された調剤処方費の支払を受けることができる。

(登録)

第9条 市長は、調剤処方を行おうとする取扱薬局の申請により、当該薬局の事業所ごとに登録を行うものとする。

(登録の申請)

第10条 前条の登録を受けようとする取扱薬局は、事業所ごとに無料低額診療事業調剤処方薬局登録申請書(様式第7号)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の登録申請を行おうとする取扱薬局は、本市と事業実施に係る協定の締結を交わさなければならない。

(登録の決定)

第11条 市長は前条の申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定のうえ、無料低額診療事業調剤処方薬局登録決定(却下)通知書(様式第8号)により当該薬局に通知するものとする。

(変更の届出)

第12条 前条の規定により登録の決定を受けた登録薬局は、事業所の名称、所在地その他の事項に変更が生じたときは、速やかに無料低額診療事業調剤処方薬局登録変更届(様式第9号)を市長に届け出なければならない。

(廃止等の届出)

第13条 登録薬局は、調剤処方を廃止し、休止し、又は再開するときは、登録事業所ごとに、あらかじめ無料低額診療事業調剤処方薬局登録廃止・休止・再開届(様式第10号)を市長に届け出なければならない。

(登録薬局の責務)

第14条 登録薬局は、調剤処方を行うにあたり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等その他の関係法令を遵守しなければならない。

(登録の取消し)

第15条 市長は、登録薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により登録を行ったとき。
- (2) 調剤処方に係る費用の請求に関し不正があったとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(調査等)

第16条 市長は、この事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、登録薬局その他この事業に関係する者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(情報の提供)

第17条 市長は、無料低額診療事業の利用者に対し、登録薬局の所在地等について情報提供を行う。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。